

生活衛生課関係予算等の概要

生活衛生課関係予算の概要について

30年度予算案	[29年度予算]
5,055百万円	[4,485百万円]

1. 生活衛生関係営業対策事業費補助金	1,142百万円	[1,043百万円]
---------------------	----------	------------

中小零細の生活衛生関係営業者の業の振興や発展を図るための組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を図る。

○ 新 生活衛生関係営業収益力向上事業	99百万円
---------------------	-------

最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に経営に関するセミナーや個別相談等を開催することによって収益力の向上等を図るため、全国生活衛生営業指導センター等を中心とした取組を進める。

2. 株式会社日本政策金融公庫補給金	3,445百万円	[3,056百万円]
--------------------	----------	------------

生活衛生関係営業の振興及び経営の安定を図るための株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付業務に対する補給金。

3. 被災した生活衛生関係営業業者への支援（復興庁一括計上）

・ 株式会社日本政策金融公庫出資金	433百万円	[355百万円]
-------------------	--------	----------

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

○生活衛生課関係

1, 575百万円

1. 生活衛生関係営業対策調査委託費

265百万円

生活衛生関係営業における集客力や付加価値の向上、業務の見直しによる効率化などの取組について調査・検証を行い、事業形態・規模等に応じた業務改善を図るためのガイドライン・マニュアルを作成する。

2. 生活衛生関係営業収益力向上事業（生活衛生関係営業対策事業費補助金）

12百万円

最低賃金のルールの徹底を図るとともに、同時に経営に関するセミナーや個別相談等を開催することによって収益力の向上等を図るため、全国生活衛生営業指導センター等を中心とした取組を進める。

3. 株式会社日本政策金融公庫出資金

1, 298百万円

生産性の高い設備の導入による創業期の経営基盤の安定化を支援するため、株式会社日本政策金融公庫が行う無担保・無保証融資の低利融資を行うために必要な財政支援を行う。

2

生活衛生関係営業収益力向上事業（生衛業『稼ぐ力』応援チーム）の概要

事業の目的

生活衛生関係営業について、最低賃金のルールの徹底を図りつつ、同時に経営に関するセミナーや個別相談等を開催することによって、収益力の向上等を図り、賃金を引き上げやすくする環境を整える。

<関係省庁>

・厚生労働省
・中小企業庁
・金融庁 等

資料提供
補助金

<実施主体>

（公財）全国生活衛生営業指導センター
（公財）都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生関係営業に係る衛生講習会や技術講習会等の機会を捉え、次のような事業を実施し、生活衛生関係営業者の収益力の向上を図る。

- 収益力向上等に関するセミナーの開催
 - ・最低賃金に関する周知
 - ・収益力向上に係る専門家による講演
- 経営等に関する個別相談
- 支援施策紹介の資料の配布

都道府県・
業界団体等

衛生講習・
技術講習会
等の開催



人材派遣依頼

<地域の関係機関>

・最低賃金総合相談センター
・よろず支援拠点
・地方金融機関 等

講師・相談員
の派遣

未来投資戦略2017

— Society5.0の実現に向けた改革—
（平成29年6月9日閣議決定）

賃金引上げに必要な経営力や収益を高めるため、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、飲食業等の生活衛生関係営業において先行し、他の業種へ拡大を図る。

経済財政運営と改革の基本方針2017

～人材への投資を通じた生産性向上～
（平成29年6月9日閣議決定）

最低賃金引上げに対応する個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行う。

3

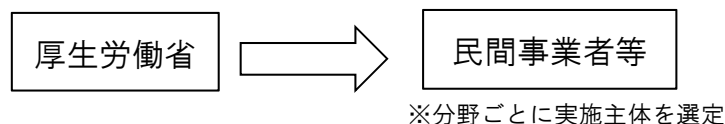
生活衛生関係営業における生産性向上推進事業

平成29年度補正予算額 265,050千円

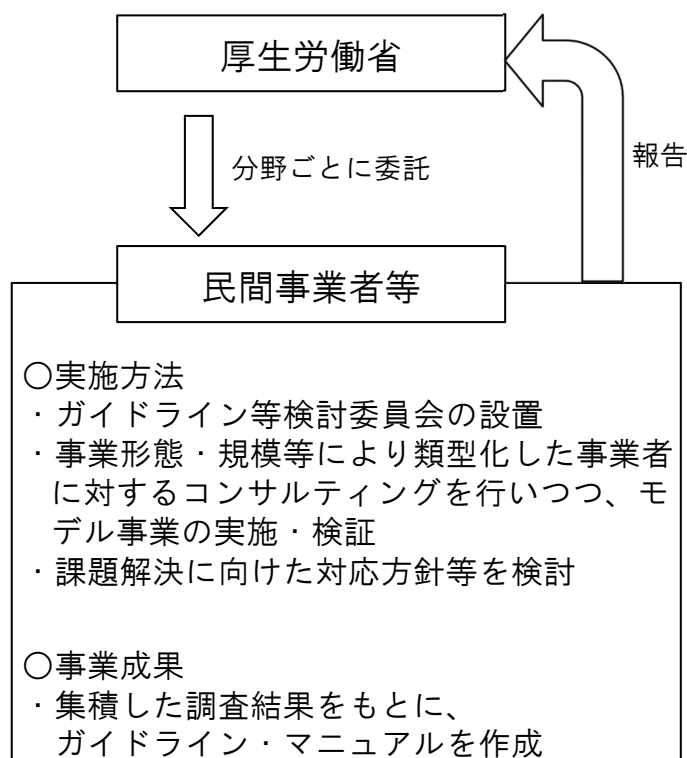
1 事業概要等

- 生活衛生関係営業の生産性向上を図るため、①飲食業、②宿泊業、③理容・美容業、④クリーニング業、⑤公衆浴場業、⑥興行場業、⑦食肉・食鳥肉販売業、⑧氷雪販売業の8分野に分類し、分野ごとに、(1)集客力や付加価値の向上、(2)業務の見直し（省力化やアウトソーシング等）による効率化、(3)就労環境の改善による働き方の見直しや省コスト化など、異業種のノウハウを活用すること等について調査・検証を実施する。
- 集積したノウハウを各事業者が活用していくために、事業形態・規模等によって類型化し、ガイドライン・マニュアルを作成する。
- 作成したガイドライン・マニュアルは、厚生労働省のホームページ等を活用して、幅広く情報提供を行い、各分野における生産性向上を推進する。

2 資金の流れ



3 事業イメージ



税制改正の概要

(※は関係省庁と共同要望)

1. 交際費課税の特例措置の延長

〔法人税、法人住民税、事業税〕

飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費課税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

2. 公害防止用設備に係る特例措置の延長

〔固定資産税〕

公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機に限る）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長（※）

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

4. 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設（※）
〔登録免許税、不動産取得税〕

中小企業等経営強化法の改正を前提に、認定を受けた経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った際の登録免許税・不動産取得税を軽減する措置を創設する。

5. 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（※）
〔相続税、贈与税〕

＜検討事項＞

個人事業者の事業承継にかかる税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援し代替わりを促進するための枠組みが必要であること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

（参考）

○受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置
〔所得税、法人税〕

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額における損金算入の特例措置の延長
（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

1. 大綱の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める特例制度。
※常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限る。
- 本制度により、中小企業者における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。

取得価額		償却方法	合計300万円 まで
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入 （即時償却）	
	20万円未満	3年間で均等償却（注） （残存価額なし）	
	10万円未満	全額損金算入 （即時償却）	

（注）20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1／3ずつ損金算入することが可能。

1. 大綱の概要

中小企業等経営強化法の改正を前提に、同法に規定する認定経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った場合における不動産に係る登録免許税・不動産取得税を軽減する措置を創設。

2. 制度の内容

【中小企業等経営強化法】

経済産業大臣
(基本方針の策定)

主務大臣
(事業分野別指針の策定)

M&Aを通じた事業承継を
経営力向上計画の認定制度
の対象に追加

申請

認定

改正経営力向上
計画(仮称)

A社のX事業を
B社が引継ぎ
経営を強化

事業譲渡等

A社
X事業
土地
建物
機械
ほか

B社
X事業
土地
建物
機械
ほか

Y事業

○登録免許税
○不動産取得税 を軽減

<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因によ る移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%
に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税